

## 第1回 遊佐町水循環保全審議会 会議録

日時：平成25年11月11日（月）9：30～12：50

場所：遊佐町役場 203 会議室

出席：小野寺きぬ子委員、本間正明委員、佐藤仁委員、阿部善兵衛委員、  
本多佑吉委員、畠中裕之委員、時田一紀委員、菅原和幸委員 委員 8 人  
事務局：企画課 池田課長、高橋課長補佐兼企画係長、石垣主任 計 11 人  
傍聴：2 人（内、報道 1 社）

1. 開 会
2. 委嘱状交付
3. 町長挨拶

時田町長：皆さんおはようございます。大変寒い中ご参集賜り、本当にありがとうございます。遊佐町では環境に関する条例として、平成15年3月17日に議決いただいた環境基本条例があり、それによって環境審議会を設置することができた。そして、このたび遊佐町の健全な水循環を保全するための条例を、県の条例との整合を図りながら、皆様から大きなお力を頂き、先の6月議会で全会一致により議決いただいた。これによって、新たに水循環保全審議会が設置できることを大変ありがたい、うれしく思っている。

山形県はすでに水資源保全地域の指定をしているところであり、町の地域指定、保全計画策定に対して大いなる意見等をいただきたいと思っている。審議会の会長には大変な役をお願いすることになるが、皆さんの意見をしっかりと受け止めさせていただきたいと思っているので、よろしくお願ひしたい。

4. 会長、副会長の互選

互選により、会長に畠中裕之委員、副会長に菅原和幸委員を選任した。

5. 会長挨拶

畠中会長：遊佐町の水循環保全審議会ということで昨今の報道等でも話題になっているが、遊佐町の将来、我々の次の世代、そのまた次の世代に渡って関わってくる問題なので、5年後10年後に振り返ったときに後悔しないように全力を尽くしていきたい。ご協力お願ひする。

6. 議事録署名委員の指名

畠中会長が、佐藤仁委員、本多佑吉委員を指名する。

7. 協 議

### （1）遊佐町の健全な水循環を保全するための条例の概要について

■高橋課長補佐：審議会を担当する高橋です。よろしくお願ひします。

最初に、会議が始まる前にお願ひであるが、配布している資料については既に確定している資料もあるが、基本的には審議会でも議論をお願ひする資料であり、審議会での議論をもとに修正を加えて、その後町民に公表したいと考えている。インターネット上の公開は町がするので、個人ではなさらないようにお願ひしたい。傍聴の方にも理解の為に配布しているが同様にお願ひする。

条例については、平成 23 年から約 2 年間をかけて検討してきた。条例検討会議で報告をいただき、その後パブリックコメントを実施し、今年の 6 月議会で議決いただいた。7 月 1 日に施行しているが、規制にかかる部分については平成 26 年 1 月 1 日の施行であることから、今後更に規則等の整備が必要という内容になっている。

資料 1 をご覧いただきたい。条例の目的、基本理念、定義、責務を記載している。目的については、「健全な水循環の保全に関する施策を総合的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で文化的な生活の確保に寄与すること」としている。

第 2 条の基本理念は、「地下水及び湧水を公共水と位置付けて、施策を町民、町、事業者ともに連携して推進すること」、「地下水脈の保全を図る施策は、予防原則に基づくものでなければならない。」の二つ定めている。

第 3 条の定義について、(1) 水循環については、いわゆる自然界において雨や雪が降って、それが地表あるいは地中に浸透して地下を流れて海に流れる。そしてまた、海の水が蒸発して雨や雪になってまた地上に降り注ぐ、そういう水の自然界の動きを「水循環」という言葉で表現している。

(2) 健全な水循環については、水循環の過程で生じる機能の適正な均衡が確保されている状態、具体的には、地下水の涵養、いわゆる雨や雪が土壌によって地下水や湧水として涵養される機能、あるいは土壌がその水を浄化する機能、更には人間の社会生活の営みとその他の自然環境の保全との適切な均衡が確保されていること、こういったことの表現として「健全な水循環」という言葉で表している。

(3) の予防原則については読ませていただく。「健全な水循環に、長期にわたり極めて深刻な影響又は回復困難な影響をもたらすおそれがある場合においては、科学的証拠が欠如していることをもって対策を遅らせる理由とはせず、その原因となる行為や将来の影響について、科学的知見の充実に努めながら、必要に応じて予防的な対策を講ずる原則をいう。」としている。この文言については、国の環境基本計画で既に公表されている文言をその通り使わせて頂いた。ただし、国の場合は環境基本計画においてはこのようなことを予防原則ということではなしに、「予防的方法」という言葉で表現している。この「予防的方法」という表現が分かりにくいということで、町の条例ではこのことを「予防原則」という言葉で表現をさせていただいた。

第 4 条から第 6 条に責務を規定した。町の責務については、「基本理念にのっとり、健全な水循環の保全を図る施策を総合的かつ計画的に推進する責務を有する。」、(2) 事業者の責務は、「基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、水資源の適正な利用に努めるとともに、当該事業活動が健全な水循環の保全に影響をもたらすおそれがあるときは、必要に応じて予防的な対策に自ら努め、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。」、

(3) 町民等の責務として、「基本理念にのっとり、健全な水循環の保全の重要性について理解を深め、町が実施する施策に協力するよう努めるものとする。」と規定した。責務は、通常の条例では町の責務、町民等の責務、そして事業者の責務と、およそこのような順番になっているが、この条例では事業者を二番目に規定し、それだけ事業にあたってはこういったものに努力をしていただきたいという意味合いを込めて、第 5 条に事業者の責務を規定したところである。

次のページにフローチャートで作った図がある。これが条例に盛り込んだ施策となる。一番上、水循環保全計画の策定、ここについて、今日皆さんからご意見を頂きたいということ、それからその下、2番：水源保護地域の指定、3番：水源涵養保全地域の指定、この指定案についてもご意見を頂きたい。指定の手続き以下、すべて細かく申し上げる時間は無いので、こういった内容で規定されているということでご覧いただきたい。

5番：規制対象事業の禁止、6番：水源保護地域における井戸設置の禁止、7番：協議対象事業の指定、以下、協議対象事業の事前協議から手続きに入り、説明会の実施、事業の中止及び原状回復命令、規制対象事業であるか否かの認定、ここについては審議会の皆さんの意見を今後聞いていくということになっている。右のページ、井戸設置の届出について、井戸設置については、水源保護地域では吐出口の断面積が4平方センチを超える井戸を禁止するが、それ以下の井戸、更に水源保護地域以外で吐出口の断面積が10平方センチを超える井戸については、町内の場合すべて届出をしていただくことにしている。これについては、これまで町内における井戸の設置については、基本的に町で把握をしていなかったということがある。地下水の量、使用量がどの程度なのかも含めて、井戸使用の実態を把握しながらその適正な利用についてみんなで一緒に取り組んでいこうという趣旨も含めて、大きな井戸については全て届出をしていただくことと規定した。

25番：事業監理協議会の設置。26番：事業終了後の土地の適正な管理、ここについては特に条例検討会議で議論された事項ということでもあり、条文の書き方としては非常に悩んだところでもあるが、ここについても水循環保全計画の中に盛り込みながら、対応をしていきたいと考えている。

27番：地下水の良好な水質の確保、28番：遊佐町水循環遺産の指定、29番：水源保護地域及び水源涵養保全地域内の土地の買い取り、31番：水循環保全審議会の設置、32番：報告の徴収、立入、以下、勧告、命令、公表等、罰則規定としている。条文としては38条までということで、町条例としてのボリュームは大きい方と言えるかと思う。

資料2番をご覧いただきたい。条例の概要を記載した。5番：遊佐町水循環保全計画については、(1)から(6)までの内容について掲載をすること、それから6番：水源保護地域、水源涵養保全地域の指定については、指定の基本的な考え方、それから手続きについて記載している。今回、案を示して皆さんからご意見をいただき、その後30日以上縦覧に付すとなっている。7番：水源保護地域及び水源涵養保全地域における事業規制として、(1)については「国又は公共団体のほかは規制対象事業と認定された協議対象事業を行ってはならない」と、明確に事業禁止の規定をしている。

井戸の設置の規制について、(2)で吐出口の断面積が、規則で定める断面積を超える井戸を設置してはならないとし、4平方センチとしている。これは内径で22.6ミリになると4平方センチを超えるということ。かなり厳しいとも思えるが、動力を使って汲み上げた場合は水量としてはかなり汲み上げることができるということから、このような断面積にさせていただいた。

協議対象事業の指定については、(1)として土石または砂利を採取する事業、(2)として畜産事業場を設置する事業で規則で定めるものとして、豚房、牛房、それ以外の飼育房を規則で規定している。(3)は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設、産業廃棄物処理施設については、いわゆる中間処理施設、更には最終処分場、これも含む規定になっている。(4)はその他土地の形質を変更する事業で規則で定めるものとし、①から③まで規則で定めている。

9番：規制対象事業の指定は、協議対象事業の内、次のいずれかに該当する事業を規制対象事業と指定するとして四つ規定している。(1)森林等の水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業、(2)地下水等の水質悪化をもたらすおそれがある事業、(3)地下水脈を損傷するおそれがある事業、(4)水道水、農業用水又は漁業用水の確保に支障をもたらすおそれがある事業の四つ。審議会の意見を聞いて、町長がいずれかに該当すると認定した場合については、その事業は水源保護地域、水源涵養保全地域ではすることができないという規定になっている。

10番は、ただいま説明した協議対象事業の指定にかかる協議の手続きの関係である。11番については、事業の中止及び原状回復命令、事前着工の禁止について規定している。12番は井戸設置の届出制度で、先ほど申し上げた井戸設置に関わる手続きの関係を規定している。以下、13番：事業監理協議会の設置、14番：事業終了後の土地の適正な管理、15番：地下水等の良好な水質の確保、16番：遊佐町水循環遺産の指定の関係、17番：水源保護地域及び水源涵養保全地域内の土地の買取りとなっている。

審議会の設置について18番に記載し、(1)水循環保全計画の策定及び変更に関する事項、(2)水源保護地域及び水源涵養保全地域の指定等に関する事項、(3)規制対象事業の認定等に関する事項、(4)遊佐町水循環遺産の指定等に関する事項、(5)上記に掲げるもののほか、健全な水循環の保全に関する重要な事項、以上について審議、意見をいただくこととしている。19番、20番についてはご覧いただきたい。

最後のページ、21番：公表等であるが、ここについては「正当な理由なく、命令に従わなかった者に対しては、あらかじめ弁明の機会を与えた上で、命令に従わない旨並びに命令に従わない者の氏名等を公表し、健全な水循環の保全の観点から町の事業の実施に関し必要な措置を講ずることができる。」と規定している。22番は罰則であり、「命令に従わなかった者は、5万円以下の過料を科すことができる」ということ。

資料3をご覧いただきたい。町の条例を施行したが、県も4月1日に山形県水資源保全条例を施行している。県の条例については、地域指定として6番に水資源保全地域の指定とある。7番として、水資源保全地域における土地取引及び土地利用の事前届け出制度を条例に規定している。土地取引、売買あるいは借地権そういったものを設定するにあたってはその2ヶ月前に知事に届出をし、必要な指導を県が行う制度となっている。それから開発行為については、同じように事前届け出をして、開発行為に対する指導を行うとなっている。土地取引あるいは開発行為どちらも、勧告、命令さらには5万円以下の過料、氏名公表、こうした規定は、町の条例と同じような作り

になっている。実際には、過料、公表といった規定が発動されないような施策を推進していくとし、町も同様に考えているということである。

8番の市町村の条例との関係であるが、市町村条例において本条例と同等以上の規制制度及び実効性を確保する措置等を導入する場合は、7については適用しないとなっている。先ほど説明したように、町の条例において土地の開発行為に対する協議、規制制度を設けているので、平成26年1月1日以降は、土地取引の事前届出については県の条例に基づいて届出が必要、開発行為の事前届け出、協議については町の条例を適用ということで検討、調整中である。現在は、県の条例が100%適用されている。

地域指定の考え方について説明したい。後ほど具体的な地域指定の案について説明するが、町の条例に基づく水源涵養保全地域については、県が指定した水資源保全地域と基本的には一緒である。それに加えて、町の水源涵養保全地域については、県の条例で広野と藤井の間が指定されていないところがあるので、そこについては町の条例で先行して地域指定をしたいと考えている。尚、県の条例においてもやはり指定して頂く必要があるだろうと考えているので、今後県の追加指定にあたって追加をお願いしていく考え方である。こういったことについて、後ほどご意見等いただければと思う。

それから条例全般のことであるが、全国的には水道水源保護条例という条例が200本以上あり、隣りのにかほ市でも制定している。そういった条例を参考にしながら、町としては水道水源だけでなく、いわゆる農業用水、漁業用水、鮭の孵化事業あるいは内水面の養殖事業などもあるので、そうした水源も併せて保全をしていきたいという趣旨のもとに、水循環を保全するための条例として制定させていただいた。以上、簡単ですが説明をさせていただきました。ご質問等ありましたらお願いしたい。

□菅原委員：質問を2点。県の条例との関係の説明があったが、高瀬まちづくりセンターでの説明会での資料に、市町村の条例の関係について記載があり、県の条例と同等以上の実効性を確保する条例を導入する場合は、県に対しての事前の届出制度を適用しないとあったが、どちらが優先するのか聞きたい。条例をずっと見ていたが、27条に水源保護地域、水源涵養保全地域の土地について、「土地所有者から買取りの申し出があったときは」とあるが、町が購入のために動く場合もあるのか。いろいろ調整があってここまで来たと思うが。

■高橋課長補佐：県の条例については、開発行為をする場合は60日前までに届出をして協議をしてくださいとなっており、そこで必要な指導を行うとなっている。これに対して町の条例は、同じように届出をしていただくが、審議会の皆さんの意見を聞きながら規制対象事業であると認定した場合は、その事業を行なうことができないと規定している。そうした意味からいくと、町の条例のほうが県の条例より、より厳しい規定となっているので、県の条例にある通り、県ではこの開発行為の届出に関わる部分については県の条例を適用せずに、町の条例を適用することになると考えている。1月1日以降は、開発行為についての協議については町の条例を適用するということで、担当レベルで協議を始めている。

■池田企画課長：2点目について。9ページ第27条をもう一度読んで確認したい。書き出しには、水源保護地域及び水源涵養保全地域内の土地の買取りとあり、「町長は、水源保護地域及び水源涵養保全地域内の土地について、規則で定めるところにより、土地所有者から買取りの申出があったときは、当該土地を取得することができる。」、第2項に、申出があったときは必要と認める時はこの審議会の意見を聞いてその対応にあたると。つまり、買取りをするかしないかその必要性にかんがみてこの審議会にはかり、皆様の意見を尊重したうえで町長が判断して、買取りあるいは買い取らないとの判断をして実行することになる。

勿論、無条件ではないということ。土地の売買について、規則で土地の価格の考え方も示しているが、その価格のこと、地域性のこと、土地の評価、云々、それらを適正な形で買取りをするということになろうと思う。この件については、8の報告のところで改めての説明させて頂きたい。

□本間委員：同じく第27条について。この規定が盛り込まれていることについて、環境審議会でも一度検討したが、このことは条例制定以前、胴腹滝上部の土地買取りの話があった時に、非常に問題が大きいということがあっていろいろ意見はでたが、町は共存の森として胴腹滝上部を公有地化した。その当時は、そういう買取り対象の土地所有者に対して、一定の制限なり条件があるのか聞いたところ、前企画課長さんは「全くない。採石業者であろうが不在地主であろうが土地を売りたいと申し出があれば全く同列に扱う。」、更には「取得価格については近隣の土地の売買の前例にならって」ということだったが、岩石採取を前提とした土地として売買しているという事例を先例として取引価格を出された。

山林原野という形で登記されている土地については、今はもう山林の部分ほとんど木は売ってもお金にならない状況になっている。でも、我々は山林原野といわれるものも水源涵養、地下水の保全にとって非常に大切な意味合いを持っていると考えている。だが、岩石採取を前提とした土地取引があった場合に適用される金額が、そのまま適用されるということがあり、これは非常に問題が大きいのではないかと。つまり岩石採取が行われた土地はいうなれば荒地である。水源涵養能力もほとんどなくなったような裸の土地になったものを、相場以上の値段で購入するということは非常に問題点があるのではないかと。こういうことが続けば、同じように公有地化という名目で不要になった土地を買ってくれということが出てきたときに、はたしてそれにずっと対応していけるのかと、問題視している。

金額の面、売りたいという土地に対してある程度どういう状況のものについて協議するのではなくて、申出があれば必ず応じなければいけないという形がとられた。今回は、今度は逆に問題点があとででてくるかと思うが、もしそういう買取りの話合いがきちんと進まなければその間は現状のまま、岩石採取が行われる状況であればそのまま続くということなので、例えば、仕組み上買い取って欲しいと申し出があったら、その時点でその石を取らない状況でその結果を待つわけでもなんでもなし、調整が不調に終わればあとはそのまま採石が続くということが、逆にこの情報があるおかげで認められてしまうということが非常に怖いのではないかとという問題点を含んで

いる。この条文が盛り込まれたことで、私は非常に怖い部分がある。

具体的には規則で定めるということだが、これ、ある意味公表されずに役場の中でそういう形で話が進んで、具体的には水循環保全審議会の意見を聞くということだが、そこで判断したことがそのまま適用なるのかどうかというのもきちんと我々は明記されていないのではないかと思う。この審議会で買取りが適当でないと意見がまとまった場合、そのまま適用されるのかどうかそういったことも説明願いたい。

■池田課長：まず、大前提のお話をさせていただくが、町長、執行機関とその審議機関との関係であるが、町長が政策を進める、判断するうえで町民の意見を伺う、あるいは、場合によってはこういう形をとってという手順を踏むいろんな場があるが、みなさんご存知の通り全て審議会に付すものでもない。

この審議会については、環境保全、環境を創造するという点においての重要性にかんがみて、特にその中でも水資源、水循環を保全する、そういった政策を遂行する上でこの条例に規定すること、場合によっては規定しないことの見解も伺いながら、皆様の意見を伺ったうえで最終的に町長が判断をする。理屈の話になるが、必ずしも100%この審議会の意見をそのまま政策に反映するという形にならない場合もあるということ。最大限、なるべく尊重する方向で調整をするという姿勢には変わらないが、100%そうであるかと聞かれると、そうではない場合もあるという関係にあることを、皆様からまずご理解をいただきたい。

町政運営、行政運営は、そうした形で特に時田町長においては、情報をしっかり町民の皆様にお届けし、公開をし、ガラス張りの中で皆様から町民の意見交換をさせていただきながら、十分に重要な町民の意思として受け止めながら最終的には自分が判断をするとしているので、そのようにご理解いただきたい。

ご意見の具体にはいるが、おっしゃる通りいろんなリスク、この情報には内在しているものと我々も理解している。いつも言っているが、情報一つ一つ独立しているものではなくて、他の情報と関連をつけて政策を進める、お互いの情報が互換しあっているということをご理解いただければと思う。これから(2)でご審議いただく水循環保全計画、それから(3)のエリア指定が、これらを組み合わせた形で罰則規定という行動を抑制するという含めてということになるろうかと思う。

これらを総合的な施策に反映するの一つであることをご理解をいただいたうえで、価格の交渉については規則で定めると言っているとおり、前課長のお答えもあった。近傍類似の土地の取引価格を参考にするとか、あるいは不動産鑑定に基づいて算定をするとか、場所、条件でこれは千差万別というふうに思う。この規定に則って、これが基本となつての価格設定、あるいは価格交渉になっていこうかと思う。不安定要素は本間委員からもあったとおり、これから他の所有者から私も売りたい売りたいとなったとき、どう対応するのかということがある。それは、一件一件判断をさせて頂くことになるろうかと思う。町の財源の問題もある。

先ほど説明すると言った公有地化についても、いろんなところから、うちの団体からもカンパさせてもらいたいと、財源の問題については、必ずしも町の一般財源に限定するというものではないと思う。ただ、初めから町民のそういう懐をあてにするというものでもない。これまでの、月光川の清流を守る条例を制定して、その前後の生

協との共同の取り組みをしたいきさつもある。ありとあらゆるご支援ご理解を頂きながら総合的に政策を進めていく、公有地化をはかっていく、これも大きな選択肢の一つとして、条例行為として進めていきたいと思っている。

□本間委員：確認であるが、遊佐町水循環保全審議会の意見を聞くというのは、「説明をした、そのうえで意見を伺った」で終わるのですね。実は、新聞に載った町の環境審議会でも私も話しをしたが、積極的にこういう動きを取るべきという積極的な賛成の意見はなかったと思うが、対外的には記者への取材に対して「町環境審議会にも説明し、一定の理解を得ている」という形で公表されている。つまり、審議会の中であったことがきちんと表記されているのではなく、「一定の理解」というのは私は何だろうと、この新聞を読んだ時に思った。我々は、環境審議会の中で逆に言えばそういう確認をとることが実際できない。すぐにでも開いてくれればその事情を正すことができるのだろうが、具体的には「一定の理解」という言葉で、まるで賛成があったかのように外に出されている。

それが、先ほど質問した意味である。そこにいた人は事情がわかるけれども、外に対してそれは直接的には伝わらない。ある意味、いい部分だけを拾ってそれを公表するためには、この審議会も同じであるが同様に同意を得ましたというようなニュアンスに使われる可能性があるということは、私は非常に不本意だと思う。そういうことで、この意見を聞くという部分についてどういうふうにするのかを確認した。あとから話があるようなので、その時にまた話をしたいと思う。

## （２）水循環保全計画案について

■高橋課長補佐：本来であれば資料を事前に配布して、目を通していただいて会議に臨んでいただくというのが本当の姿であると思うが、作業が追い付かず、今日この場でお示しさせていただいた。資料４をご覧ください。

１番の計画策定の趣旨であるが、前段の部分は条例前文に記載をした内容である。中段以降について、「町は森林等の開発行為が健全な水循環に重大な影響を及ぼすことを未然に防止するため、施策の基本となる事項及び土地の利用、地下水の利用などについて定める遊佐町の健全な水循環を保全するための条例を制定した。本計画は、条例第７条第１項の規定により、健全な水循環の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもの」である。

２番として、計画の用語の意義は条例の用語の例によると記載している。

３番の健全な水循環の保全に関する基本的な考え方であるが、（１）と（２）については先程条例で申し上げた理念の部分になる。（３）については読み上げたい。「健全な水循環の保全に関する施策を効果的に実施していくため、遊佐町環境基本計画に掲げる関係施策の展開方向も踏まえ、健全な水循環の保全に関する長期的な目標及び施策を定め、森林等の水源を涵養する機能を維持するための取組み、地下水の適正な利用及び良好な水質を確保する取組み、遊佐町水循環遺産の保全及び活用に関する取組み、事業者・町民等の健全な水循環の保全に関する理解の促進を図る取組みを総合的に推進します。」と記載している。基本的には条例に記載している内容となっている



が、こういった基本的な考え方のもとにこの計画を策定した、案を作ったということである。

4番、健全な水循環の保全に関する長期的な目標及び施策であるが、(1)として計画の目標については、①として豊かな地下水等を涵養する森林等の保全、これを一つの大きな目標とし、地下水等の適正な利用と良好な水質の確保を二つ目の目標として定めた。この他にもいろいろあるとは思いますが、この大きな目標をまず掲げた。

(2)として、その目標を達成するための施策として①から⑤まで記載をしている。①適正な土地利用の推進、②森林の整備保全、③適正な地下水利用の推進、④適正な排水処理の推進、⑤事業者、町民等の理解の促進、こういった施策を進めると記載した。4番で大きな目標、施策の方向性について記載し、5番目以降具体的にこういった取り組みをすすめるということを記載した。

5番の森林等の水源を涵養する機能を維持するための施策として、(1)行政の取り組みとして森林等の適正な土地利用の推進、①として既存の法令制度の周知、②県が制定した条例による土地取引等の事前届け出制度あるいは森林法による森林の土地所有者の届出制度、これは平成24年度から法改正によって施行されている。それから国土利用計画法による大規模土地取引の届出制度、こうした届出制度により森林所有者情報を県と共有し、施策に活用できる仕組みを整備していく、ということを行政の取り組みとしている。

(2)として森林整備の推進、これは土地所有者と行政の取り組みになるが、①として遊佐町森林整備計画に基づく森林整備の推進を図る。具体的には大きく掲げている三つのこと、②として森林整備に対する各種支援制度の活用促進を図る、これは制度の周知も含めて行政としてこういった制度の推進、活用を図っていくということである。具体的にはみどり環境税等の活用事業あるいはそれ以外にもいろんな支援制度があるので、こういったものについて活用を図っていくということになる。

(3)として、多様な主体による森づくり活動の推進、これは理解の促進のところにも関係してくるが、「地域住民、ボランティア団体、学校、生活クラブ生協、企業、行政等の協働と連携による森づくり活動の推進を図ります。」とさせていただいた。共存の森あるいは西山における黒松林の保全、育成そういったものについて、具体的に今後も推進していくと考えている。

(4)として、相談体制の整備については、「県・町・森林組合が連携して、森林所有者等が森林の売買、管理、経営などについて相談できる体制を連携して、整備します。」とした。

(5)として、水循環保全条例に基づく水源涵養保全地域の指定、ここについては条例に規定をした施策を記載した。水源涵養保全地域を指定するにあたっての基本的な考え方になる。「水源涵養保全地域として指定する地域は、地下水等を涵養している地域として、遊佐町環境基本計画において清流涵養域としている地域の内、国有林を除く地域を基本とし、地形や土地の利用状況を踏まえ、水源涵養機能の維持のために土地の適正な利用を図る必要がある地域とします。」とした。「また、地域における農林水産業、観光業などの産業振興及び文化の伝承に資するよう配慮するものとします。」とした。

環境基本計画の9ページの図面、緑、青、赤の図面があるが、この図面のうちの青いところを基本に指定していきたいと考えたところである。緑についてはいわゆる国有林部分、赤い部分については平場の地域となっている。

私の原稿では直したと思ったのだが、①の後段の部分、地域における農林水産業のところ、「観光業などの産業振興及び」の「など」と「産業」を削除いただきたい。大変すみません。

②として、地域の表示は、「水源涵養保全地域の表示は、森林計画における林班、大字、字、地番など位置の特定が可能な情報により表示し、これを示した水源涵養保全地域図を作成します。」ということである。③、④については、先ほど説明した条例の規定について記載をした。

(6)として、開発跡地の適正な管理について、条例に記載しているが、「森林等における開発跡地について、健全な水循環を保全する観点から、当該土地所有者等と森林再生など土地の適正な管理に関する協定締結に努めます。」とした。このことについては、いわゆる関係法令に基づいて開発跡地の適正な管理ができればそれに越したことはないが、法令の許認可に関しては、認可をした事業が終了した時点で計画通り完了していれば、法令のいわゆる規制がその時点で終了してしまう、例えば植林をしていけば「終わり」ということになる。

そこから以降は通常土地管理、一般的な所有者の善良な管理という、良心に基づいた管理をお願いするということであるが、管理がなかなか適正に行われていないということだったので、開発行為者あるいは土地所有者等と適正な管理をしていくということでの協定締結の努力を、町としてはやっていきたいということになる。このことは、義務ということまでは法令上はできないと考えており、あくまでも努力というふうにさせていただいた。条例に規定をした文言と同じということになる。

6番、地下水の適正な利用及び良好な水質を確保する取組みとあるが、(1)については地下水の適正な利用の推進、事業者、町民等の取組みとして、①地下水の事業活動への利用にあたっては、適正な利用についての理解を深め、揚水設備や水利施設の適正な維持管理を通して、節水など適正かつ効率的な地下水の利用に努めます。②「町民等一人ひとりが地下水の適正な利用について理解を深め、日常生活における節水など適正かつ効率的な地下水の利用に努めます。」とした。適正という言葉が随所に出てきて、こんなに書かないといけないのかとも思ったが、要は無駄使いをせず、必要な量を使いましょうと、そういう努力を皆さんをお願いするということで記載した。

(2)水循環保全条例に基づく水源保護地域の指定(行政の取組み)であるが、①は指定にあたっての基本的な考え方になる。「水源保護地域として指定する地域は、水道水又は公共の用に供されている地下水等の水源を保全するため、適正な土地利用及び井戸の設置を規制する必要がある地域とします。」とした。②として、地域の表示「水源保護地域の表示は、大字、字、地番など位置の特定が可能な情報により表示し、これを示した水源保護地域図を作成します。」、③水源保護地域における開発行為の事前協議制度の運用については、条例による規定をそのまま記載をした。④、⑤も同様である。

修正する部分もあるが、説明を先にしたい。

(3) 井戸設置の事前届出制度（行政の取組み）であるが、①基本的な考え方については、「地下水の適正な利用を推進するため、町内において下記に該当する井戸を設置しようとするときは事前の届出を義務付けます。」、これは条例によって義務付けられているということであるが、水源保護地域にあっては、吐出口の断面積が4平方センチメートル以下の井戸を設置する場合、水源保護地域以外については10平方センチメートルを超える井戸とした。特に、西山地域においては砂丘地の畑の、いわゆる営農のために多くの井戸があり、それで散水をしながら農業を営んでいるが、そうした井戸についてはほとんどが10平方センチメートルを超える井戸という認識をしている。よって、ほとんどの井戸が届出の対象になってくるということであるが、ここに記載している通り届出の義務付けであり、井戸の設置を規制する、いわゆる設置を禁止するという内容ではないので、ご理解をいただきたいと思う。町内の井戸の利用実態を把握する意味でもこういった制度にしたということである。

②については、条例に記載をしている中身をそのまま文言として記載をした。

(4) 地下水の良好な水質を確保する取組み（行政の取組み）について、ここについては条例に具体的なことを記載できなかったため、この計画の中で示していきたいということで記載した。①については、「水道水源、地下水、湧水、河川等の水質検査を継続して行い、その結果を毎年公表します。」。②として、「事業・生活排水の適正処理のため、下水道施設の整備及び適正な維持管理を推進します。」。③として、「下水道加入率の向上又は合併浄化槽の普及のために、各種支援事業の周知と継続を図ります。」と記載した。

(5) 「地下水の良好な水質を確保する取組み」は、事業者と町民の取組みということで記載した。①として、「森林が地下水を涵養する過程で土壌が水を浄化する重要な役割を担っていることの理解を深め、適正な土地利用に努めます。」「②農業における農薬や肥料の使用に当たっては適正量の使用に努め、環境保全型農業の推進を図ります。」「③事業用排水については、関係法令に基づく水質基準等を順守し、適正処理を推進します。」「④生活排水の適正処理を推進するため、下水道の接続又は合併浄化槽の設置に努めます。」と記載した。いずれも環境基本計画にも、文言としては記載されている。

7番「遊佐町水循環遺産の保全及び活用に関する取組み」について、(1)は指定ということで行政の取組みを記載した。「町民共有の財産として将来にわたって保全すべき健全な水循環を象徴する地下水等及びそれを利用するための構築物、河川、池沼、自然現象並びに景観を、遊佐町水循環遺産として指定し、保全と活用を図ります。」

(2) 遊佐町水循環遺産の保全と活用（行政・町民等の取組み）、①遊佐町水循環遺産の保全は、善良な良心に基づく協働を基本として推進します。②遊佐町水循環遺産の活用は、地域文化の伝承及び創造を基本に広く内外にその情報を発信し、地域の振興と郷土愛の醸成を図ります。

この保全の考え方であるが、基本的には保全をしたことによって、町が全面的に費用負担も含めて対応をしていくということではなく、これまでもそうであったように、町民、事業者の皆さんとの協働を基本にすることにさせていただいた。町で支援する

場合もあるとは思っているが、基本的には今までと同じような管理体制の中で、みんなが保全をしていく、そういう趣旨で記載させていただいた。②についても、地域文化の伝承、創造によって守られてきたということでもあるので、そういった情報を発信しながら地域の振興と郷土を愛する気持ちの醸成を図っていきたいと考えたところである。

8番目、事業者、町民等の理解の促進を図る取組みであるが、(1)行政の取組みの後段、「関係機関と連携して森林保全の活動や研修会等の取組みを推進します。」「②土地の適正利用に関する理解の促進を図るため、水循環保全条例及びこの計画に基づく施策の周知に努めます。」とした。

「(2)多様な主体との連携、協働」、これは、事業者、町民等、行政の取組みになるが、①として「地域住民、ボランティア団体、学校、企業、行政等多様な事業主体による健全な水循環の保全に関する取組みを推進し、各主体間の連携、協働を推進します。」「②として、「森林等の保全活動や環境学習を通して、健全な水循環の保全について一人ひとりが理解し、身近なところから行動できる人材の育成を推進します。」と、二つ記載した。

9番その他の施策は、(1)として、「水源保護地域等の買取り」ということで先ほどの条例と同じような中身になっている。

10番計画の推進であるが、「町は、健全な水循環の保全に関する施策を適切に実行するため、必要に応じ課長会議で協議し、関係部局が連携して総合的に施策の推進を図ります。また、本計画に基づく施策の実施状況について遊佐町環境基本計画や町民の意見・提言を踏まえた施策の検証と見直しを行い、実効性のある計画の進行管理を行います。本計画は、策定時に想定されなかった健全な水循環に関する新たな課題、法律や国の施策、社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。」と記載した。

先ほど、4ページの(2)、一番上、①の水源保護地域の指定する地域の考え方で、「平野部の土地」と書いた記憶があったが、そのことを記載する前の原稿で印刷したようだ。後で明確にお知らせしたい。それから、10番計画の推進のところであるが、こうした計画については、計画期間あるいは何年を目途に修正の見直しの検討を行うという、ある程度年数を記載している場合が多いが、この水循環にかかる今回の計画については、水循環基本法案の国会提出が検討されていることなど、情勢が遠くない期間で変化をすることが十分想定されるので、期間は入れなかった。そういう変化があった時に検討しながら、皆さんの意見を聞きながら随時見直しを図っていくという考えである。

□畠中会長：質問等ありますか。

□菅原委員：水循環保全計画案について、これをとりまとめる時期はいつ頃想定しているのか、一点目。計画全体に渡って「湧水と地下水」の保全となっているが、以前に、佐藤仁委員と牛渡川の上流部、小野曾のところでは確か公共的な事業だったと思うが、途中で打ち切りになった。確か汚れた水がきたのか、私も定かではないが、計画が地下水、湧水に限ったものでいいのか。地表水も入れた方がいいのではと思ったが。あ

と、水循環遺産の保全について、2年前のちょうど今頃だったと思うが、しらい自然館でシンポジウムがあった時に、本間委員も確か講演なさったと思うが、横堰は本間委員の実家のところであって、歴史があるときいたのだが、その時秋道教授から遺産として残すべきではないかということがあった。横堰に限ることだけではなく、ずっと山の上から延々と水を引いている水路もある。そうした農業用水堰も対象として考えられるのではないか。

- 高橋課長補佐：計画については、今日意見を伺って意見募集行い、その意見を踏まえて修正を加えた後に策定し公表するという考え方でいる。次第(3)の指定の案の告示とできれば同時に意見募集に付して、来年の1月1日には計画を発動する、そのような段取りで今のところ考えている。

水循環遺産については、できれば今年度中の指定を経て、来年度以降この条例を発動していきたいと思っている。それにあたってこの審議会の意見を聞くと考えているので、平成24年12月に行った鳥海山フォーラムの記録83ページに、町内の主要な湧水、自噴水等を記載しているの、こういったものを基本にまずは指定をしていきたいと考えている。農業用水堰については、横堰のお話しが今あった。世界農業遺産の登録という提案も頂いているが、横堰に限らずもっと山の上の方から引いている堰もあるので、実態調査もしながら指定する方向で検討していきたいと考えているところである。

- 池田課長：もうひとつ例を挙げれば、釜磯から湧いてくる水、海底湧水と言っているようであるが、町内の自然の史跡に留まらず、広い視野を持って検討しているところである。皆様からいづれご意見を頂戴したいと思っている。

### (3) 水源保護地域及び水源涵養保全地域の指定案について

- 高橋課長補佐：最初に、資料5の1水源保護地域についてご覧いただきたい。考え方については先ほど説明をさせていただいたので、4の指定地域についてご覧いただきたい。一つは(1)として大楯地区水源保護地域、約25.6ha。この場所については、写真の地図があるのでご覧頂きたい。指定の考え方は、大楯浄水場の敷地中央付近を中心に、半径約300メートルの範囲を基本的に指定したい。浄水場の水源井戸が集中する地域であり、水源保護のため適正な土地利用と井戸設置の規制を図る必要があるということで、給水人口、年間給水量をご覧頂きたい。年間給水量についてはイメージがわからないが、一日最大の給水量が5,740 m<sup>3</sup>ということで、それだけの量が毎日ここから給水されている。

③として、区域内及びその周辺の土地利用の状況であるが、遊佐中学校、サンスポーツランド遊佐の公共施設及び農地がほとんどであり、区域北側は月光川河川敷である。区域の周辺も含めて大規模な井戸は水道水源のみである。また、区域南西側に隣接する大楯集落では、自家用の自噴井戸が多数存在する。見えにくい、赤い斜線が入っている土地が指定案である。地番で指定するので、若干円からはみ出る部分がある。上の方、河川敷については指定しないという考え方である。

(2)として、吹浦元町地区水源保護地域、約2.9haの指定の考え方であるが、吹浦簡易水道第一水源を中心に半径約100メートルの範囲を基本に指定したい。簡易水

道の水源地域であり、その井戸の深さが 3.5m と浅いことから、適正な土地利用及び井戸の設置を規制する必要があるということ。③として、区域内及びその周辺の土地利用状況等については、区域内外共に周辺は住宅等が密集している地域であり、区域の西側は羽越本線と国道 345 号を挟んで旧吹浦漁港に接している。地域内の土地利用については、これまで特段水源に与える大きな影響もなく、いわゆる地域の皆さんの配慮もありながら推移しているということであるが、今回明確にその水源保護地域に指定して、地域の皆さんの協力も得ながら水源の保護を図っていききたいということである。

ここも地番で指定するので、図面で説明すると、神社わかりますか。北側のところが少し大きな地番になっているので区域から大きくはみ出したような形。あるいは海禅寺さん、さらには国道 345 添いの道路についても若干円から大きくはみだした形で指定をするようになると思っている。それから南側については、主に駐車場として利用されている土地もあるが、こういった土地については将来的には開発の可能性のある土地と考えているので、ここは大きい井戸は設置しないでいただきたいという意味合いも含め指定をしていきたいということである。

(3) 吹浦小谷地地区水源保護地域、図面の三枚目になる。指定の考え方については、吹浦簡易水道浄水場の敷地中央付近を中心に、半径約 100m の範囲を基本に指定をしたい。浄水場敷地内に 2 本の水源井戸があり、この井戸の深さが 20m 及び 25m と比較的浅いため、周辺の適正な土地利用及び井戸の設置を規制する必要があるということである。区域内及びその周辺の土地利用状況等については、簡易水道浄水場は住宅地と牛渡川に挟まれており、北側は町道、宅地を経て森林地域となっている。東側は牛渡川を挟んで水田、南側は牛渡川と滝淵川が合流しその先が水田となっている。

この図面に赤いラインが大きく斜めにあるが、これは日沿道のルートになる予定のところである。当然、水源に影響のないようにこの部分は高架橋になる予定である。ここも若干円からはみでる部分もあるが、土地改良区の牛渡川の取水施設用地も含めて指定していきたいということである。住宅地については、井戸はあると思うが町道以北につきましては皆さんご存知のように斜面にもなっているので、特段ここで井戸の設置を規制しても大きな問題はないと考えている。

今回は、この三つの水源保護地域の指定をしていきたいと考えているが、こういったところもというご意見があったら、今後追加をしていきたいと考えている。

続いて、資料 5 の 2 水源涵養保全地域の関係であるが、資料 5 の 2 の 3 番をご覧ください。先程説明したとおり、遊佐町環境基本計画において清流涵養域としている地域の内、国有林を除く区域を基本とし指定をしていきたい。「水源涵養機能の維持のために、土地の適正な利用を図る必要がある地域を指定する。また、地域における農林水産業、観光業の振興及び文化の伝承に資するよう配慮する。」ということで、先ほどの「計画」の文言もこのように修正をしていきたい。

具体的な地域指定案を (1) から (4) まで記載しているが、図面を見ていただきたい。(1) 8 林班ろ小班から 43 林班のところは、計約 1, 059ha。ここについては、牛渡川、滝淵川、落伏、升川、この上部ということになっている。(2) 47 林班から 65 林班、計約 365ha、ここは直世地区となっている。(3) の 68 林班から 70 林班、約

246ha、ここについては白井地区となっており、(1) (2) (3) については県の条例において水資源保全地域と指定した区域と全く同じとなっている。この図面では、グレーの部分で県で指定した地域。先ほど申し上げたように (4) の部分については県の条例で今回は指定されていないが、高瀬峡の下の方になるが、ここについても重要な地域であるという認識のもとに町としては指定していきたいと考えているところである。

資料 5 の裏をご覧ください。(4) 67 林班に小班・ほ小班・へ小班、約 165ha、図面の赤い斜線の部分であるが、土地の利用状況については、ほとんど森林である区域内には白井簡易水道の広野水源のほか、数多くの湧水があり、それらは農業用水に利用されていることから、それらの維持も含めた適正な土地利用を図る必要があるという考えのもとに、赤い斜線の部分も町の条例として水源涵養保全地域に指定していきたい。広野水源の位置については、緑色の印しがあるが、その中心のところが広野水源である。

5 番の参考事項であるが、この水源涵養保全地域のところについては、(1) として、指定地域に隣接する国有林（山頂側）は水源涵養保安林に全て指定されている。それから (2) として、指定地域 (1) ～ (3) までは、山形県水源保全地域に指定されている。(3) として、①民有林の指定割合は合計で約 1, 835ha、民有林の総面積に占める割合は約 32.8%となる。この民有林については、いわゆる鳥海山麓と西山の黒松林等も民有林であるので、そういった総面積から見たときの指定割合である。それから、国有林等も含めた森林全体の指定割合は 13.3%となる。

資料 6.7.8 は、それぞれの水源保護地域の地番になる。所有者情報については載せていないが、この程度の筆数になる。大楯地区については、369 筆で約 25.6ha。吹浦元町地区については、132 筆で 2.8ha。小谷地地区については、61 筆で 2.5ha となっている。資料 6.7.8 の見方であるが、一般の土地、いわゆる民間所有の土地については現況地籍に面積がはいっているが、公有地の場合いわゆる国土交通省とか遊佐町の場合は現況地籍に面積記載がなく、土地地籍に面積が記載されている。両方ゼロというようなところもある。基本的には税金をいただいている土地については現況地積の数字があるということで見てください。

もう一つ、水源涵養保全地域の場合の区域指定の関係であるが、写真の地図の最後の図面をご覧ください。細かくて大変恐縮であるが、これがいわゆる地域森林計画に基づいて分けられている林班図になる。この林班図を基本として、町も指定をしていきたいと考えている。この林班図を基に水源涵養保全地域については指定地域をかいているということで、その資料についても後ほどご覧いただきたいと思う。

計画と今回の地域指定の案であるが、今日ご覧いただいて意見を頂いて、パブリックコメントに付すが、皆さんにも今日お渡しして、すぐということでもあるので、パブリックコメントの期間中に意見等頂ければありがたいと思う。そういった意見については、計画あるいは地域指定のところに反映をさせていきたいと考えているので、その辺もご理解をよろしくお願ひしたい。

□ 畠中会長：それでは今の水源保護地域及び水源涵養保全地域の指定案に関してご意見ある方は。

□本間委員：膨大な資料で頭がいっぱいであるが、県の水資源保全地域の説明会で配られた図面が先ほどあったが、図面の1.2.3と赤の斜線のところが水源涵養保全地域として指定したいとのことだが、1.2.3については県と町の二重指定の形になっているが、これは特に問題はないのか。県指定なのか、町指定なのかみたいなことも、差があるような扱いにならないのかというのが1点。

もう一つが、問題になっている岩石採取のところが3番の図面でいうところに当たる。(図面を見ながら。)山の地形図ではないので分かりにくいですが、指定地のど真ん中に入っている。今やっている岩石採取が止まらない状況でこれが指定された場合、当然これを指定することで(岩石採取を)止めることは全くできないということは間違いないか。

■高橋課長補佐：県条例と町条例との二重の指定であるが、それぞれ県の条例による指定、町の条例による指定ということで、そこは問題ないと考えている。先ほど県と町の条例の関係で申し上げたとおり、開発行為の協議の部分については県の条例は適用しないとなる予定であり、土地の取引の関係では県の条例が適用ということなので、いってみればそういう役割分担をするということになる。指定した地域について、土地取引については県の条例による手続き、開発行為については町の条例による手続きということになる。

採石場の関係であるが、業者は指定すべきでないといふ県の時に意見を出したが、県は指定した。町の条例としても、やはり重要な地域であるということなので指定をしたいと考えて、このように案を示させていただいた。

岩石採取との関係であるが、いわゆる町の条例の規制部分の発動が1月1日になる。よって、1月1日前に許可、認可を受けた事業の場合は町の条例を遡って適用することができないので、それは条例の適用除外となる。ただし、それを過ぎてから計画を出した場合、例えば、新たな区域の拡大、あるいは認可を受けた計画よりまた深く掘るといふような新たな計画については、町の条例の対象になってくると考えている。すでに、認可、許可を受けた事業をあとからできた条例で規制することはできないということは、法令のいわゆる一般的な約束で大原則でもあるので、そのように考えているところである。

□菅原委員：地球研の中野先生が委託を受けて、去年の2月頃に地下水をいろいろ集めて分析をすることをしたのは、結果が出ているのか。それから、調査に同行した時に西浜の方も採水しているが、水源涵養保全地域の指定は東山だけなのようだが、西山の方は対象外でいいのか。

■高橋課長補佐：環境基本計画に掲載している地球研の中野先生から実施いただいた研究の成果については、鳥海山フォーラムの報告書に収録したものと同一のものである。水質の分析については、そこでいったん終了しているということである。その後、町内の水質マップを作ろうということで、昨年春先に町内全域から井戸水あるいは湧水を集めて、200点ほど中野先生に送っているが、多忙により分析は進んでいないようである。水自体は保存してあるので、いずれその結果もでてくるだろうと思う。その結果が出たら、さらに施策に反映していきたいと考えている。



西山地区についてであるが、今回の地域指定の案については基本的には一番重要な水道水源ということで考えて案をつくった。西山地区については水道水源が無いので、今回の指定の案としては出さないということだが、今後必要性について議論を頂いて必要があれば指定をしていくということで考えていきたい。

一方で、西山地区については保安林制度に基づいた保安林指定もされているので、そうした制度も利用しながら森林の保全、地下水の保全を図っていく必要があるだろうと思っている。計画の方に、例えば森林法におけるそういった保安林制度の活用として東山地区での指定の取組みがあつていいと思っているので、なお皆さんからご意見をいただきたい。

□本多委員：釜磯から今でも湧水がでていますが、その辺はどう考えているか。

■高橋課長補佐：釜磯については、水循環遺産の指定をしていきたいという考えがある。釜磯の場合、その涵養域をどのように考えるかということだが、釜磯の上流部については環境基本計画において重要な涵養域として指定していない。そのため、今回この計画にあわせて、水源涵養域としての指定は入れてないので、今後議論の中で指定する必要があるということであれば追加も含めて検討していきたいと考えている。

□本多委員：鳥崎でも湧水が出ている。そういうことも考えてもらえれば大変ありがたく思う。

■池田企画課長：今の本多委員の提案については、環境基本計画からの見直しになるかと思う。先程来説明してきたとおり、環境基本計画における湧水ベルトを基本にしているというところで、絶対一致しないといけないということでもないが、環境基本計画との整合性をとりながら行っているので、今現在の考え方、今後のあり方ということでの課題として、分けて考えていただければありがたい。

□阿部委員：資料1から9について、これは県とか庄内支庁の指導を受けたというわけではなく、遊佐町の考えとして受け取ってよろしいのか。それとも、県の指導を受けた上での案なのか。その辺お聞きしたい。

■池田企画課長：お互いの条例は独立している。県条例の趣旨は、水資源の保全を図るための措置として、適切に町の条例で実効が担保されるとすれば町の条例にゆだねるということである。県は、自分らの責任を放棄するというわけではない。結論としては、お互いに連携を取り合って、確認しあって、指導という言葉を使ったが、場合によってはそういった意味合いの意見交換はなっていくのかなと思う。要は、お互いの条例でしっかりと役割分担しながら最終的に同一の規制を働かせる、それは実効性のあるほうでいきますよという意味合いなので、そのようにご理解いただければと思う。

## 8. 報告

### 吉出山における岩石採取事業に対する町の対応等について

■池田企画課長：今現在、吉出山での採石事業がストップしている。これは前認可期限が9月12日までであり、再申請している。その認可申請書が提出されたのが7月23日である。県で審査がまだ続行しているという状況であるが、その審査に基づいての

計画書の補正、修正についてはほぼ済んでおり、県の指導要領に基づいた最後に残っているのが町と事業者の協定書である。前回で言えば町と事業者が当事者、そして県が立会人として三者で協定を締結したという経過があるが、それと相当の協定書の締結がまだされていないということで、今現在、認可いわゆる行政処分というものがまだ下されていないという状況にある。

7月23日の認可申請書の提出前に、町に対して協定書の締結をという申し出が出されている。これまで町としては、地元の説明会を行った。それから環境保全会議との協議も実施してきた。今般、当該事業地に関する公有地化、その土地を町で買い求めるということがこの問題の解決の有力な選択肢であるという判断をし、当該地を含む約47.8haに及ぶ事業者の土地全体ということであるが、ここで一応お断りしておくが、誤解のないように。一気に約50haの土地を買うということではなく、その全体の買収を見越して今後の交渉に入っていくという想定をしている。いずれにしても、相手方が、あるいは町民の皆様が、了とすればその全体を買い受けた方がいいのではないかという含みで、全体の事業地の公有地化を有力な選択肢として、長年に及ぶこの件の解決を図りたいということを協定書の案に盛り込み、環境保全会議、それから環境審議会の方に説明をして、ご意見をいただいた。

先ほど本間委員からお話があったが、その状況については、定例議会の際にも説明させていただいた。マスコミ各社、それから町民の皆様が傍聴する中で説明させていただいた。公有地化に関しては、反対意見はほとんどなかった、環境審議会の場合においては一人から反対があった、環境保全会議は前日あったが、どちらも会長は同じ方でありJA遊佐地区農政対の三浦会長である。

環境審議会の中では、前日の会議の詳しい説明はしなかったが、会長からも環境保全会議においては反対意見はなかったという報告があったことにも触れさせていただき、公有地化に関しては一定のご理解をいただいたのではないかと説明させていただいた。そのことが報道に結びついたということであろうかと思う。なお、どちらの会議もそうであったが、会議が終わったあと、ある団体の有力な方からは、「この問題を解決するのはそれしかないから、一緒になってがんばろうよ」、「われわれもカンパ募ってでもやらせてもらうよ」といったことの話を受けたのは事実である。その話しはしなかったが。

先ほど申し上げた県の認可については、いつ下す予定か私たちはまだわからないが、常識的に考えればもうとくに60日間の行政手続き法による期限が過ぎているので、いずれなされると。そのために必要な、これは法的に必要なものではなくあくまでも県要領であるが、町に具体的に協定をとったところの求めがくるというふうに理解している。

町長も、議会全員協議会に出したというのは、実は随分大きな判断をされたと理解する。9月定例議会で町長は、公有地化を図りたいといったことを二度、一般質問とそれから決算特別委員会の中で明言した。決算特別委員会の際は、事業者の事業活動の継続性といったものも考慮にいれなければならないのではないかと。よって代替といったところも考慮する必要があるのではないかと。これは、すると明言したわけではないが、その思い、考え方を示したわけである。それを受けて先程来の流れになっ

た。議員全員協議会の中でも、町長から直接あるいはマスコミに対してもあったが、なぜ公有地化なのか、なぜ協定なのかといったところの説明もしていた。

若干そのことに触れさせていただくが、まずは、何度も議会でもあるいはいろんな会議の場でもお話しさせていただいているが、協定については環境基本条例に明記されている。環境保全のために協定を結ぶこと、それが根拠であり、つまり町で町民の皆様からあるいは議会の皆様から全会一致で決めてもらった町の条例に基づいて行うことであると。事業を再開させるためではなく、あくまでも環境保全のための協定であることを力説している。

考えてみればということになるが、3年前なぜ協定を結んだか。これは今の法律体系、制度が実態に即してないというものがある。採石法である。国では、水循環基本法の制定がいずれ近いうちになされるかと思う。ただこれは基本法であるので、その次の実態法に結びつけないと、また我々の課題に対応するものになっていかないとも思うし、あるいは採石法の改正というものにも着手していただければといったところを、県と足並みを揃えて国の施策要望に声をあげているところである。そういった制度が町あるいは町民生活の実態に即してないことがあるということ、今の実情に基づいて町の条例の制定に結びつけたということがある。

来年の1月1日規制部分が発動するが、何度も言っているように岩石採取を完全に止める条例ではない。規制条例といっても、法律を超えて完全に止める条例ではないということ。ましてや一つの事業を狙い撃ちするといったものでもない。ここに法律を超えられない歯がゆさがあるが、3年前そのギャップを埋めるべく協定書の締結をした。そして、事業監理委員会を組織して、地元の皆さん、行政が入った形で事業者と交渉のテーブルを作り、いろんな意見交換、要望させていただきながら、標高320mラインで計画を修正させた。それまでは280mくらいまでの深堀りをしてきた計画を引き上げさせた、というようなことがある。採石総量も180万トンの計画をぐっと絞らせた。同じ土俵で協議の場があって、交渉の場があって話し合いをするといったことが、今現在の究極の目的である地下水源と水循環を守ってきたんだと。これは協定の成果、町民のそういった行動の成果だと理解している。深堀をさせない、面積を広げさせないといったところは、われわれが勝ち得た成果ではないかと思う。

ですから、これまでも成果を引き継ぐ形で協定の締結として、有力な選択肢としての公有地化、今こういう時期であるので来年度を見据えてという事業計画にならざるを得ないと我々はふんでいるが、なるべく早いうちに、これは行政だけが旗を振ってもだめと思う。やはり環境保全会議の皆さん含め、あるいは1万500人の反対の署名をいただいた皆様も一緒になって、このことのご理解と行動を共にしていただくことが一刻も早くその事業を止めること、そして究極の目的である、環境を守る、水循環を守るところに繋がっていくことになるといったところを、お願いしてきたというものである。

皆様からも、そういった町長の思い、水循環にかける思いを汲んでいただいて、町民がてんでバラバラに反覆し合う形にならないように、是非一枚岩で取り組んでいきたいのでよろしくお願ひしたいと思う。なお、今週の金曜日、町民説明会を開催したいということで回覧文書が既に回っていることと思う。これまでの経過、事業につい

て、そして今現在、時田町長の考えとするところを具体的に説明してご理解を得たいと考えている。

□本間委員：今回の協定書を結ぶことについては、私は反対である。これは、これからも岩石採取を認める前提である。公有地化ということがあるが、協定書案の附則に入っている公有地化を進めるということは、石を採ることを認める、それも協定書の中にあることである。つまり、石採りを認めるのが先、公有地化はこれに附則という形でついているが、実際公有地化が進まない場合には、石を採っていいことはそのままいきているから、いつまでも公有地化についてきちんとした対応をするということがなければ、ずるずるとそのまま採れるということであるので、こういう形で公有地化を図るというのは、はっきり言って無駄だと思う。

表向きは公有地化が話題になっているが、採石に関して遊佐町民の7割、10,500人の反対署名がある。町民の意思は既に、一部の人が反対しているレベルではなく、大半の人が反対だと。これ以上見ていられないと。委員の方であそこの現場を見に行かれた方は果たして何人いるか。初めてあそこに立ち入ると皆さんびっくりする。委員によっては、地すべりのあとじゃないかと思えると言う方がいる。大型のダンプや重機が、まるでおもちゃのように見えるくらいとんでもない掘り方になっている。あれを見てそんな気持ちでいられる人間って、私、いないかと思う。私は生まれが白井新田で吉出山のすぐ近く、今しらい自然館のある中村の生まれ育ちである。私の子ども時代の遊んだ場所というのが、今そういう危機に瀕していることにすごく個人的にも憤りを感じている。

先ほど、町民そろって同じ方向にということだったが、公有地化が同じ方向ではない。岩石採取を止めるというのが前提であるはずだ。ちなみに今、協定書を結ばなければいけないというふうに義務付けられているのは町ではないし、われわれ地元町民でもないはずだ。協定書をきちんと結ぶという努力をしなければいけないのは業者である。そして、それを添えて申請しなければ現に今、採取が9月12日を限りに止まっているというのは、県は協定書が必要な書類だから審査を進めていないから新たな認可がおりていないはずだ。

町が行政手続法で60日と言ったが、他の書類が出されていても協定書がでなければ60日経ってももちろん審査が始まりませんから、正式な形で書類を受理したうえで審議に付すとはなっていないはずである。ということは、なぜ町が業者に代わるように協定書、協定書ということで大急ぎ結ばないといけないかが、私は意味がわからない。今、現に止まっているのは、県がそういう審査をすべき業務を放っておるわけではなくて、申請する書類に正規の書類が一つ入っていない。だから正式な審査ができないのだ。

では遊佐町はといえば、これだけ町民にいろいろ伺っても、すべて協定を結ぶことに同意する意見がまとまらなかったと、そのまま県にあげていいはずだ。町が試みた合意形成を図ることができなかったということで、町は何も協定書を県にあげる必要がないということ。で、もし協定書がつかない形で県が実際に岩石採取という、他にも県内に現場があると思うが、そういう事業を認可したという例が具体的にないので

あればぜひ具体的に出していただきたい。県が新しい要領によって協定書を付属資料として必ず申請につけなさいとなった以降に、もしそういう協定書がつかない形でも認可がおりて採石されている現場が本当にあるのであれば教えていただきたい。

■高橋課長補佐：協定書は県の認可要領でその添付を求めているわけであるが、法律でそれが義務付けられているわけではないので、女鹿地区での岩石採取については協定書が添付されていない。それから、県内ほとんどたぶん添付されてないと思う。遊佐町の吉出山での採石事業について、添付の例がでてきたということで、県内でもそういった協定締結に向けた動きはあると聞いているが、少なくとも協定書をしっかり結んだというのは、県内ではおそらく吉出山が初めてだと思っている。

■池田企画課長：前提を申し上げないでしまったので。こういう係争のあるものについて、県として地元の合意を優先するので、要領事項であろうとも県の判断で合意文書としての協定を求めてくることになるのではないかと思います。最終的には、正規という使い方をしたが、法律に基づく正規の書類ではないので、これはあくまでも県の最終的な判断に委ねざるをえないと思う。ただ、我々は最悪のシナリオも想定しながらということである。

町が、例えば「合意形勢になりませんでした。」「出しません」としたときに、県は協定書なしで判断せざるを得ない。そうなった時に、県が我々の思い通り、町民の思い通り不認可という処分を下す場合も否定はしない。しないが、逆のことも否定できない。全く否定できないというか、これまで全国の判例を見たときにほとんど後者である。議会にはその資料も出させていただいた。だから、そこを確たる保障をだしていただければ何も問題ないが、逆になった時に、そして更にどういう事態がおきるかといえ、協定を結んでないので話し合いの場もない。

さっき申し上げた通り、「320m、これは御破算ですよ」と、事業者側に立ってみれば、そういうことも十分ありうる。「我々は計画通り粛々とやらせていただきます。」ということである。皆さんを不安がらせるために言っているのではなくて、いろんなシナリオが考えられるので、そういったことには絶対にしたくないということである。

公有地化が全てだとは思わない。逆に10,500人の署名も、我々も町長も大変重く受け止めているが、10,500人の皆さんが法律を犯してまで反対すると言っているのではないのだと、法令順守というのがやはり根底にあるのではないかというふうに思っている。先ほど申し上げたとおり、公有地化に賛成ですよという声が相当大きくなっている。そもそも、この意見は町民の方からいただいたもの。我々が並行して検討していた。そういった町民の皆様の意見を総合的に判断した結果として、今回の提案を打ち出したといったところも、皆さんからご理解を頂ければと思う。

□本間委員：私が言いたかったのは、反対運動があつて協定書を必要としている、そういう現場において協定締結ができなかったという事例で、県がそれを無視して認可した悲劇があるのかというのを聞きたかった。反対意見がない場合にはいらないということがまずひとつ。あとその他に、今町民に対して私は半分脅しに感じる法令順守と言うが、我々は法に反してまでも反対運動をするのではなくて、妥当な反対運動をしていると思う。町民がこれだけ意思表示をしているのだから、現場の岩石採取の道を

開いたのは、はっきり言えば現町長である。

一度、現地はもうこれ以上はやらせたくないとしたときに、地元胴腹協で前の採石業者と結んでいた協定書の締結を、この地元の人達だけにそういう負担をかけてはいけないという名のもとに町が協定を結ぶ当事者になるという形にして、その当ても反対はあったはずだが、2008年だったか、今まで採らせない方法で、地元はこれ以上はダメという考えを固めていたのに対し、協定を結んだ。県からの意見書を媒介しても認可妥当として、表では反対だといったのだが。町長がそういうふうに、あとでわかったことであるが、「認可相当」という意見を県にあげていることで、今ちょうど期間が切れたが、この採石が始まったわけである。

これを見て、更に地元ではとてもじゃないけど受け入れられないということで、再申請にあたっては同じ現場であるが、こんな暗い形で始まっているわけである。私は、初めて町民全体にこの問題が広がって町の問題として取り組むことに、ようやく変わったんだなと感じている。先ほど、公有地化に関して町民から多数の賛成意見がでていたとか、ある団体からは買取りのバックアップもしたいということであるが、そこがどういう団体でどういう目的があつてそういうことをしているのか、私は聞いたこともないし、具体的に名をあげられないのであれば残念ながら有効な話として聞くことができない。そういうボランティアに頼るのは、生活クラブ生協さんに最初に月光川の清流を守る基本条例を作った経緯があつた時に、撤退に関してカンパを募って生活クラブ生協さんからの協力で買い取ることができたわけである。

今、この問題になった時に、例えば外にそういうふうに資金をお願いしますといっても、生活クラブ生協さんでも恐らく二度はないと思うし、あっさりと遊佐と提携しているお米の産直購入を切られる可能性も私はあつて、非常に窮地に立たされていると思う。これは、単に岩石採取の問題だけでなく、TPPの問題もそうですし、減反の問題とか、そこまで見据えると確実に遊佐の米をきちんと買ってくれる、生協さんとの関係をずっと大事にしていかなければいけないと思う。それをこの問題一つで、場合によっては切られてしまうわけである。ほんとに窮地に立たされているんだと思う。

外部に資金を求めて購入、公有地化ということを考えること自体が、私はおかしいのではないかと思う。町が、町の財政なり手持ちのもので果たしてそれが先ほどの公有地化、土地の買取りが続いた場合はどうするのか。こうした形でこんなのを条例化して前例を作ってしまうと、あとはこの町が破たんするのは目に見えている。このたった一つの問題のために、町の財政がおかしくなってしまう危険だつてある。そういう意味からいうと、町民の前に立って町民の意志を代表して町長がきちんと反対ですというふうに表明してくれる、それが一番の解決策である。あとは、県がそれを判断してくれる。

地元がこれだけ反対していることに対して、県が認可しなかった場合の裁判の対象は県であつて、遊佐町でも町民でもない。ここを皆さんが誤解するような言い方を、説明でしないでいただきたい。前回の認可に対して協定書を結ぶ際の説明のときも、実は同じ方法を使っている。もしこれに反対すると町が訴えられて、損害賠償を請求されて、場合によつたら町民が損害を補償するようなことをしなければならないと。

こういうまことしやかなことが流布されたが、これは全くの間違いである。そういう町民の不安をあおるような物言いをして、また、はっきり名前も出せないような団体からのバックアップがあるようなことを話しに出して、そういう話を進めることは私は同意できない。

■池田企画課長：今のご発言には、憶測だとか推測も入っていると思う。例えば、生協からのカンパ、そういう話も水面下でしている。二度目は期待できないとのことだが。私の聞いた中には、いろんな方から聞いているが、生協からのカンパについて否定的な声はない。もっと憶測部分があるが、そのことは言わない。

ただ、町長の名誉のために言っておきたいが、これは反論になる。この4年間の大まかな町の取組み、時田町政の取組み、まずこの問題は一団体が協定を結ぶものではないという意味は、町がそれを引き取ったのは、今言った環境基本条例に根拠があるということと、これだけの問題を一団体が抱えるものではなく、町全体の課題、政策課題だといったところを重視して町で引き取ったということ。逃げないで前面に立とうといったことを私は町長から何回も聞いた。その時私は担当ではなかったが。

で、どういう行動をとったか。それまで環境係で担当していたのを、地域生活課からこちらの政策部門に移す機構改革をした。これは、政策としてこれからの施策で示していかないとだめといったところが、条例制定に繋がってきた。条例制定をするために、やはり科学的な根拠も必要であろうと、これは町民の皆さんとの意見交換から生まれた部分もある。やはり、いくらでも客観的なデータに裏打ちされた条例、規制条例を作りましょうといったことで、規制条例にしたというのは、逆に町が裁判闘争も受けましょうと、その覚悟なのである。

だから、3年前どういうやり取りしたか、私は全ては理解してないので大変申し訳ないが、これは議会の答弁でも申し上げた、今度は訴えられるのは町になると。

□本間委員：なぜか。

■池田企画課長：規制部分を発動させるので。条例そのもののつくりは、町が受けて立ちましょうという条例である。罰則も設けている。しかし、罰則を発動したいために条例をつくったのではない。法廷闘争に持ち込むために条例を作ったのではなくて、その前段で抑止効果を生むための条例でありたいと。そのための計画であり指定であり、町民、事業者、町の責務というものを掲げて、それを守らせる行動をとる。その行動の一つになかなか納得していただけないかもしれないが、公有地化というものがある。

先程の説明が足りなかったかもしれない。浄財をあてにしてということは一切ないが、賛同してくれた人の思いというものも受け止める、あるいは賛同してくれる人を募っていくということも、決して誘導ではない。誘導ではないけれども、そういうことを町民に訴えて、やはりこれからは土地対策を、このことを起点に土地対策を重点的に取り組んでいかなければならないのだと。

ここを買い取ったから全て解決ではない。また他に売られたら、事業者に売られたら、またそこに対立関係がうまれる。そういうことになっていかないように条例を制定したことは、一連の報道によって相当抑制効果は働いているとは思いますが、まだまだ

リスクを抱えているという状況の中で、行政が土地を売るなどか非買運動はできないので、これを団体とも一緒になって土地対策をこれからやっていきませんかという呼びかけも併せてさせていただいている。

ということで、若干誤解があるのではないかということも含めて説明になったのかどうか、おそらく最後まで納得はいただけないかもしれないが、そういう我々の今現在の取組みの意向、趣旨をご理解いただければと思う。重ねてお願い申し上げる。

□本間委員：府に落ちない。先程、遊佐町が裁判闘争の当事者になるという話だったが、今でている申請に関して遊佐町がなるはずはない。まだ発動もしていないこの条例は、二年もかけて作ったと先ほど説明があった。今この業者の新たな申請を阻止するためにつくったわけではなくて、このままではだめだというのが二年前にあったというのは、今の岩石採取が始まったときである。このままにしておけないからということで、そういう動きを二年間とってきてようやく形になった。

でも、ようやく形になったものが実行力をもたないまま、県も網かける、町も網かける、その指定地の中で公然とこれからも岩石採取が進む。町民は、これは今止まると思っている。けども、法律上は止まらないと。では、法律上止まらないのはなぜか。なぜなら協定書を出したから。そういうふうな事態になるから今、反対をしているというのが実態だと思う。

1月1日付でそれが発効する、新たな条例に基づくという形になった時に新たな申請が出されれば、それは確かに、もしその条例で「認可できない事業だからだめです。」ということに対して異議があったら、町に対してのそういう裁判闘争というのが両者考えるかもしれないが、今の申請については、町はあくまでもこれはないはずだと私は思うがいかがか。

■池田企画課長：おっしゃる通り、今については規制部分がまだ発動していないので、基本的には訴訟の対象にはならないとは思っている。ただ、訴訟の自由はあるので、例えばこの協定書の締結をしない、あるいは、いたずらに協定書の締結を遅らせたと、そんなふうにとれば、訴えの自由があるので対象にはなるのかと。しかし、基本的には1月1日からという考えで、このことの説明も議会にはしている。

□本間委員：町民の思いというのは、岩石採取をやめてくださいということが署名の意味だと思う。そうした町民の思いを、町は県に協定は結べないとは言えないのか。公有地化は有力な選択の一つだと思うが、まずは町として岩石採取は反対だと県にそういう話ができないのか。

■池田企画課長：先程申し上げたところともだいぶ重複するが、協定書を結ばなかった、あるいは反対の姿勢を県に示した時に岩石採取が止まるということが明白であれば、あるいは可能性があればだが、その可能性が我々はないと考えている。ここの違いかと思う。つまり、今の法律の体系で認可の判断基準があるが、あるいはこれまでの積み上げられてきた全国の判例の中で、どこをどう読んでも止まるという保証が見えてこない。そうした時に、交渉のテーブルがなくなるということが容易に想定できる。協定書を結ばないのだから。事業監理委員会もなくなる。条例は事業をさせないとい



うつくりにはなっていない。今の法律体系もそうならない中でとりうる選択肢、現実的な選択肢は何かというところで、公有地化と協定書といったところに帰結したわけで、当然、県に対しては最終的に意見照会がきて、町の考え方を文書で示すことになるが、この条例の趣旨、予防原則に立って、水資源、地下水源の影響の恐れがないように、県でもしっかり対応をしてもらおうという意味合いのことは伝えていくことになるかと思うが、そこまでかなというふうに考えている。

□佐藤委員：例えば協定を結んだとして、でもそのあとの公有地化も町としては進めると、順番的にはそうなるのかなと思うが、岩石をずーっと採って行って、いろいろな交渉の中でどんどん岩石を採って行って、最後なくなったら買うと、そのへんが一番危惧するところであるが、そのへんは協定の中では明確に出すわけか。

■池田企画課長：協定については、附則に公有地化について協力をすると、そういった趣旨でひとくだけりあるわけで、それを覚書で別途締結をすると、そこに一定の条件が付されることになる。また、その覚書きが実質の公有地化の具体的な交渉の契約になるので、そこがまだ最終詰まってははいない。事業者からは、代替地を条件とするというようなことを実は言ってきているが、それはだめといったやりとりを今やっている。町で代替地を提供しないと公有地化に応じられないということを書かせてもらいたいときている。町でもやれることの限度があるということで、そのへんは適正に覚書に書き込む形に持って行きたいと、これも一つの交渉になる。

今、佐藤委員からご懸念あったように最悪のシナリオをここでまたとれば、ずるずるということがある。そうならないように、それこそ町民あげて、町をあげて、公有地化の取組みをここからやっていきたい。これにもリスクが伴うと言われればそうである。逆の期待を楽観的に持つものでもない。今、仮に認可を得たとしても、認可と同時に公有地化できたということが理屈上はあり得るが、そんな楽観論はもっていない。とにかく、一刻も早く影響をなくする、影響を少なくするという意味で早くこの取組に、このことに取り組みたいと思っている。

□菅原委員：条例 16 条に規制対象事業とある。その中には (1) 森林等の水源涵養機能を著しく阻害し、水源涵養量の減少をもたらすおそれがある事業、それで、それを決めるのに町長が水循環保全審議会の意見を聴いて、それで判断すると。誰しものがやはり、採石事業がこの 16 条の (1) に該当するのではないかと、先程も本間委員からあったが、そういう思いをもっていると思うが、規制対象事業の認定に絡むことについてこの審議会の意見を聴くというのは非常に大きな責任を追うわけで、逆に言えば訴訟というのは何を対象に相手方が訴訟を起こすかによって出方も変わってくると思う。

一点確認したいのだが、8月8日の時の資料がここについている。採石場の面積について、平成 22 年と平成 25 年と同じ面積であるが、これを見たときどういう指標なのか非常に気になる。89,983 m<sup>2</sup>のうち今採っている面積はどれくらいか。同じ場所を同じような状況で申請をしたということか。70%まで採取したと言っていたのが 7.3%だというやりとりがあったようだが、あれでだいたい 89,983 m<sup>2</sup>のうち何割くら

いの面積を採っているのか分かれば教えて欲しい。同じものを同じように申請されるのか、あれ以上広がるのか懸念している。今日わからなければこの次にでも教えてほしい。

■池田企画課長：あとで詳しくお伝えする。先日、県の審査の過程において三者で現地立会いを行った。心配なのが景観。勿論、水脈が断たれるのは困るが、景観も心配している。なぜかという、「まだ7%しか採っていないといっている。どういうことなのか。あれがまだ93%も広がるのか。」という単純発想で思ったのだが、そうではなく、ここにある通り面積が約9町歩、面的にはほとんど手をかけている状態で、今の外観的に見える景観はそんなに広がらないというのは現地でもわかった。

あと、これから手をかけるところは二カ所とのことだった。7%は5月時点の測量での数値であり、これが最終的に26%採りましたと。ですから残り74%に三年間で手をかけるということになる。順次、下から採っていったが、主に切りたったようなところをステップをつけながら切り崩していくといった計画の内容であった。

□本多委員：今採っている跡地はどのような現況になっているか。

■池田企画課長：公有地化に際して、値段の話もでていた。あそこを採り終えてから買わないといけないような状態にならないように、速やかに購入したい。あるいは今のまま。なぜかという、将来あそこも、本当に容易ではないかもしれないが、やはり町で買い取ることによって、森の再生、森林再生につなげていきたいと。どう考えても、あの状態のまま末代に残していくというのはやはり問題というか、そうであってはならないと思う。ここに公有地化の意味もある。これは、あとでつけた屁理屈ではない。これを今の事業所にやれと言っても、会社にすれば法律行為でやったわけでやる義務はないと、一言言われて終わりと考えて。だからここは町で公有地化、もしできるのであればできるだけ今の状態のまま、早いうちに買い取って、少々時間かかっても、町民運動で森の再生につなげていければと思っている。

□本多委員：それはいいとして、石を採る時の契約書には現状に戻すという、森林であれば森林にもどすということを謳ってきたわけであり、そのようにしてもらえれば環境も違ってくるのではと思う。

■池田企画課長：これは同時並行になろうかと思う。今、あのような状態である。これまでの実態をみても、先程補佐からの説明にもあったとおり、事業完了してその時点での植栽がなっていればそれで終わりである。それで事業者の責任はなくなるというのは今の法律であり、そのあとは土地所有者または管理者が適正に管理しなさいとなっていて、結局のところそういう森の復元、原状回復というのはなっていないというのが現実であることから、同時並行というのは今現在、事業者にも要望しているが、「目に見えるかたちで、法律行為を超えた植林をしてもらえないか。できることからいいから。」というお願いをしている。ただ、それが100%事業者の責任において、将来とも原状回復なるかというのも未知数であり、なかなかこれも実現性がないかなと思っている。法律的にそうしていけるのであれば、あるいは行政指導でそうしていければ一番いいのだが。だからそこを町の公有地化と絡めてこれから一緒に取り組み

ないかという思いである。

□本多委員：さきほど本間委員からあったように、現地を私何回も見たが、計画よりも下に採っていると思う。その点もう少し、県なり町なりで指導してもらえればいいのかと思う。

■池田企画課長：それは、この三年間において協定を守ってない形で深堀りしているという意味か。

□本多委員：そういうふうに私は感じた。

■池田企画課長：吉出山ではないのでは。320mとしているのだから。

□本多委員：前は20m30m採っていた。ずーっと中に入って。

■池田企画課長：いやいや、勿論県の監視、指導はこれから強化になっていくと思う。この間も県と確認をしたが、定期的には巡回して見ているがまだまだ甘いということで、県の方でもそこは強化していくと言っている。

□本多委員：その点、よろしく願います。

□本間委員：今話を聞いていて、森林組合であればああいう跡地を再生するという言葉もあったが、採石場そのものがまず、基本的には採ったら穴があいている状態のまま、規定があるから放置はできないのだろうが、石採り終わった後に表土がない土地に植林して、「植林しました。」と。枯れる前提で植林しても適正といえるのか。

あと、私も審議会で話を聞いてやっとわかったのは、基準面。岩石採取をする土地の一番低いところ、基準点があってここから何mという考え方なので、傾斜地であれば奥に行けば高さが100mになってもおかしくない。我々の感覚からいえば、表面から何メートルという凸凹あっても同じように採っていくのかと思っていたら、まっすぐいくので想像つかないような深さになるというような、実際そういう採り方がされている。申請の時に出售されている採り方だそう。だから、ちょっと普通の人の感覚からはずれているなど。だから何メートルというときに我々の実感と全くずれてくるんだと思う。

□本多委員：本間委員の言うとおりののか。

■高橋課長補佐：採石の認可申請の時に、こういうふうに掘るという図面を添付する。その時に、安全が大丈夫だかと、災害が起きないかという審査を県がする。その審査の段階で、「その掘り方は安全上問題がある。災害が起きる可能性があるから修正を。」というふうに、県が指導する可能性もある。そういう審査を受けた上で計画は認可を受けるといことであるので、基本的には安全が確保されているということになると思う。それを一般の人が見たときに、いやダメだと思うかそれは分からないが。県は、認可申請についてはそういう安全の審査もしているということ。基本的には、一定の水平距離に合わせて、高さや斜面の角度について安全審査の基準があるので、その基準に基づいて審査をしている。だから、ずーっと下まで掘って行って、70度の壁が100mもできるということでは計画は認可にはならない。国の基準からいくと最大で70度まで可能となっている。高さは記憶していないが、傾斜は70度まで可能。吉出山については、業者は70度ではなく45度にするという掘削の計画になっている。

■池田企画課長：一段の高さが0～10m、ベンチ幅が2m以上、段数は8段つけることになっている。勾配、法面が45～55度という形になっている。

□本間委員：審議会で図面を示されて私も見ているが、採り終わったあとに、大雨が降った時に崩れたりという危険がないように、そういう階段状に整地をしてここは終わりますという形にしないといけないということで、掘っているときからそういうふう順番に表面から階段状に掘っていくわけではない。掘り終わったところに残土とかを積んで重機で階段状に仕上げていくので、いくなれば道路脇の法面などと同じで、形はできるがちょっと雨が降ると崩れてきたりすることが実際あそこの現場でもある。少しまとまった雨が降った時に、法面の固めた斜面が水の流れて崩れてきたりという部分があるので、一応工事と同じで、完成したときにこういう形になっていければいいということであって、採る段階で岩盤をそのまま残したり、表面から地下にあまり影響を及ぼさないような採り方をするという事はない。

□畠中会長：報告については以上で終了とさせていただきます。

## 9. その他

■高橋課長補佐：今後の予定について、開始日を入れていないが、準備ができ次第地域指定案の意見募集を行い、出された意見の検討を含めて最終的な判断を行い、地域指定をする予定である。11月15日の町民説明会は、都合の付く方は出席いただければありがたい。

次回の審議会は、可能であれば意見募集結果も踏まえて、最終的な地域指定案を示すべきと考えているので、12月下旬、年末ギリギリになると思うが、できるだけ早く開催のお知らせをするようにしたい。

## 10. 閉 会

平成 年 月 日  
会長（議長：畠中裕之） （署名）

平成 年 月 日  
議事録署名委員（佐藤仁） （署名）

平成 年 月 日  
議事録署名委員（本多佑吉） （署名）